

# 昭島市国土強靱化地域計画

令和4年3月  
昭島市



## 【目次】

### 第1章 国土強靱化地域計画策定の趣旨

1	国土強靱化に向けた取組	1
2	計画の体系	2
3	国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い	3

### 第2章 国土強靱化地域計画の推進

1	強靱化の基本的な考え方	4
2	強靱化における推進目標	5
3	想定されるリスク	6
4	「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
5	計画の推進	9
6	計画の見直し	9

### 第3章 脆弱性評価と強靱化推進方策

1	各分野の強靱化に向けた取組	10
2	脆弱性評価結果及び強靱化の推進方針	17

## 第1章 国土強靱化地域計画策定の趣旨

### 1 国土強靱化に向けた取組

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる災害等が発生しようと

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

本市では、近年、大規模自然災害による人的な被害は発生していませんが、令和元（2019）年10月の台風第19号では多摩川が増水し、河川敷のグラウンドなどの物的な被害が発生するとともに、多くの方が避難されました。

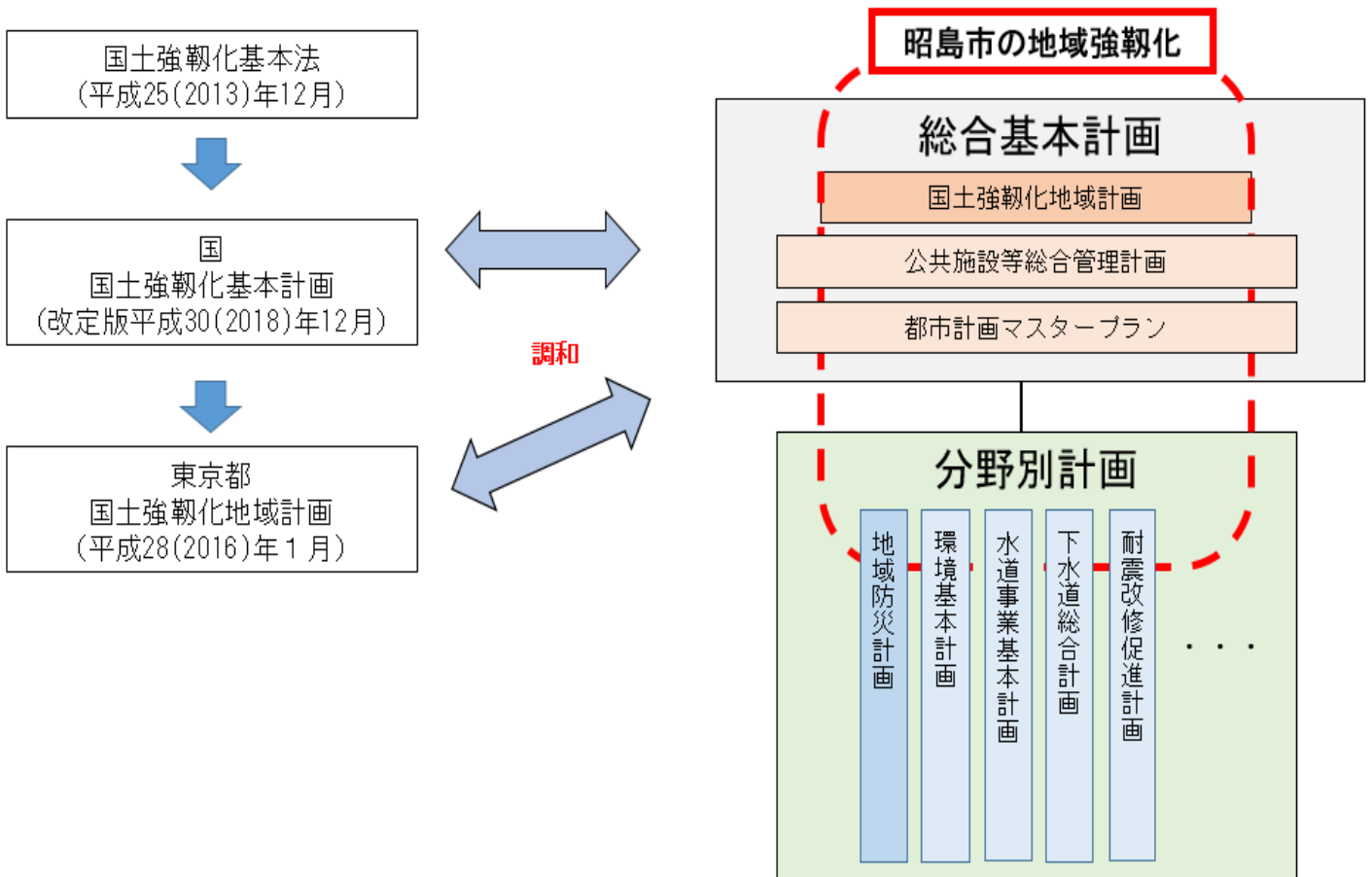
今後起こりうる災害を想定し、市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進していくことが必要なことから、国土強靱化地域計画を総合基本計画と一体的に策定し、各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針とし、大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らないまちづくりを進めていくこととします。



令和元（2019）年10月の台風第19号時の多摩川左岸福島町三丁目付近

## 2 計画の体系

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「国土強靭化基本法」という。）」第13条に基づき策定する地域計画であり、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

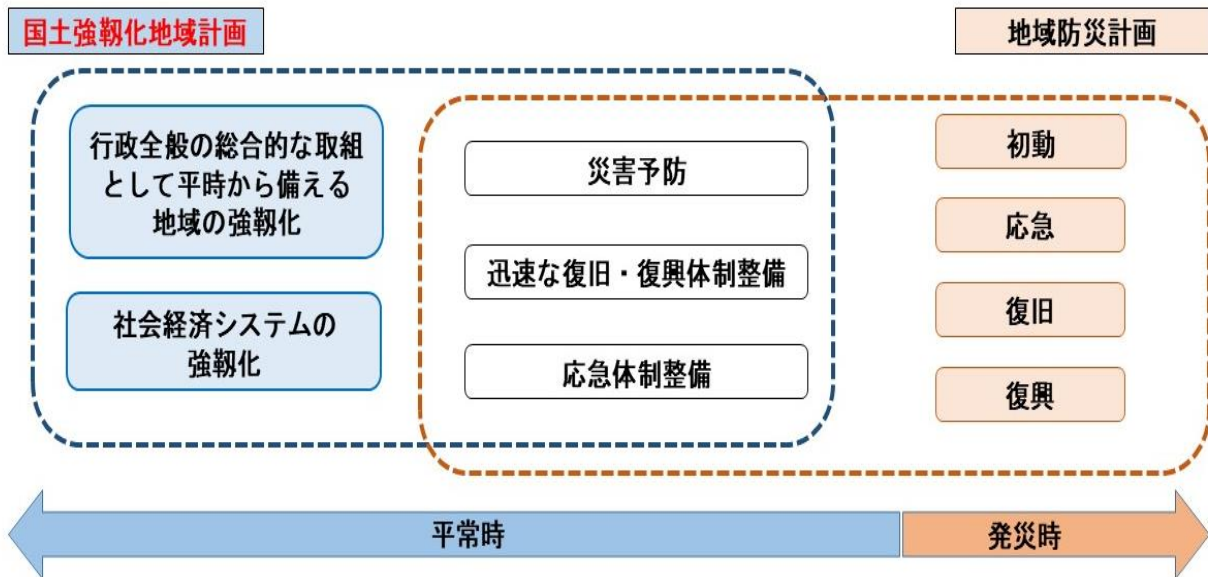


国土強靭化地域計画の体系（イメージ）

### 3 国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い

国土強靱化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものです。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めています。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
主な特徴	事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する地域の取組について、目標、方針などを設定し、平時からの取組の方向性を示す計画	一定の被害想定のもと、主に発災後の組織体制や経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画
検討のアプローチ	大規模自然災害を想定	災害種類ごと
対象となる局面	平常時（計画的取組）	発災前・発災時・発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法



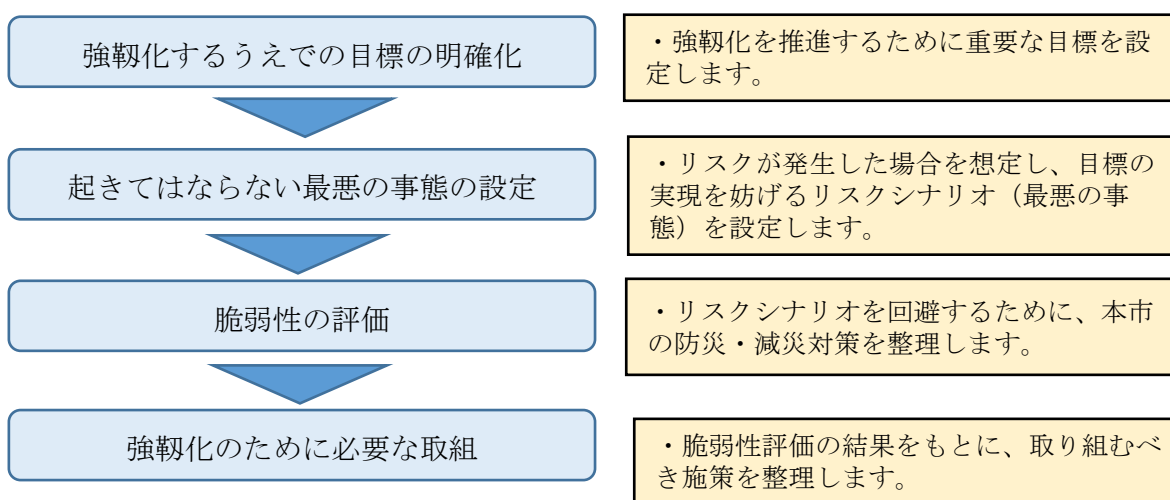
## 第2章 国土強靱化地域計画の推進

### 1 強靱化の基本的な考え方

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そこで、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行います。

#### 脆弱性評価の手順



## 2 強靱化における推進目標

強靱化を進めるため、国の基本計画及び東京都の地域計画と調和を保ちつつ、本市の地域特性を考慮し、事前に備えるべき8つの推進目標を設定しました。

目標 1	人命の保護が最大限図られる
目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
目標 3	必要不可欠な行政機能を確保する
目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
目標 6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標 7	制御不能な二次災害を発生させない
目標 8	地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

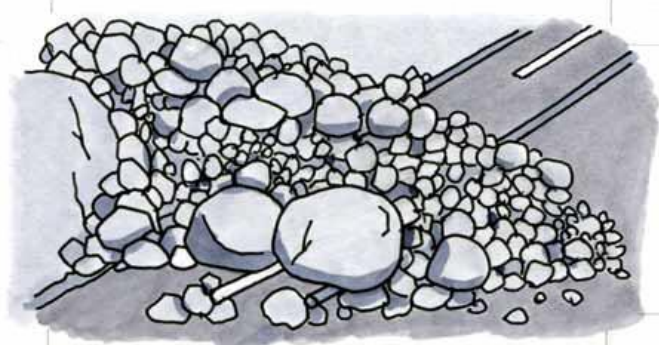


### 3 想定されるリスク

本市における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するにあたり、地域防災計画における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

#### 〔地震〕

平成24（2012）年4月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により被害が一番大きくなると想定されている「立川断層帯地震」を本市の想定地震とします。



#### 〔風水害（土砂災害、浸水害等）〕

本市では「令和元年東日本台風」により大きな被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されている「想定しうる最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。

国の想定しうる最大規模の降雨	多摩川流域の48時間総雨量588mm
都の想定しうる最大規模の降雨	残堀川流域の時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mm



※ イラスト引用 内閣官房HP 学習教材「防災まちづくり・くにづくり」より

#### 4 「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき8つの推進目標」に対して、36項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を本市の特性を踏まえたものとして設定します。

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標1 人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による市街地等の広域な浸水
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
目標 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
目標 7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標 8 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 5 計画の推進

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を総合基本計画の基本施策ごとに体系化し、その関連性について整理します。そのうえで、最悪の事態を回避するために脆弱性評価を行い、防災・減災対策を取りまとめ、強靱化を推進します。

## 6 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国の強靱化基本計画や総合基本計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。



リスクシナリオと総合基本計画基本施策との整理対照表

強靱化における推進目標	1					2						
	人命の保護が最大限図られる					救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
リスクシナリオ	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7
	死傷者の発生	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	異常気象等による市街地等の広域な浸水の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
総合基本計画基本施策												
1 安全で安心して住み続けられるまち												
1-①	防災・危機管理体制の構築	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
1-②	交通安全の推進											
1-③	防犯対策の充実											
2 互いに支え合い、尊重し合うまち												
2-①	コミュニティ活動の推進				●							
2-②	健康支援・医療体制の充実										●	
2-③	高齢者・障害者福祉の充実			●	●	●						●
2-④	社会保険制度の充実											
2-⑤	地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備											
2-⑥	多様性を認め合える地域の醸成											●
3 未来を担う子どもたちが育つまち												
3-①	子ども・子育て環境の整備		●									
3-②	幼児教育・保育の充実		●									
3-③	学校教育の充実		●			●						
3-④	青少年の健全育成の推進											
4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち												
4-①	生涯学習の推進		●									
4-②	図書館活動の充実											
4-③	文化芸術活動の促進											
4-④	文化財の保護・調査・活用											
4-⑤	スポーツ・レクリエーションの振興											

強靱化における推進目標	1					2							
	人命の保護が最大限図られる					救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する							
リスクシナリオ	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	
	死傷者の発生	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	異常気象等による市街地等の広域な浸水の発生	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止	混乱	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
総合基本計画基本施策													
5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち													
5-①	地球環境の保全		●	●									
5-②	水と緑の環境の保全				●								
5-③	ごみ処理の推進												
6 快適で利便性に富んだまち													
6-①	公共交通網の充実												
6-②	道路環境の整備	●		●			●	●					
6-③	深層地下水100%水道水の供給						●						
6-④	下水道の維持管理												
6-⑤	市街地の整備	●	●	●									
6-⑥	快適な公園の確保	●			●								
6-⑦	住環境の保全												
7 生活を支え、活力を生み出すまち													
7-①	地域振興と就労環境の充実												
7-②	商工業の振興												
7-③	都市農業の振興												
7-④	観光まちづくりの推進												
7-⑤	消費生活環境の充実												
8 計画実現のために													
8-①	健全で持続可能な行財政運営の推進		●										
8-②	連携と協働によるまちづくりの推進												
8-③	情報通信技術の活用によるまちづくりの推進					●							
8-④	「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進												

強靱化における推進目標	3		4		5						6	
	必要不可欠な行政機能を確保する		必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する		経済活動を機能不全に陥らせない						生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
リスクシナリオ	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	5-6	6-1	6-2
	警察機能の大幅な低下、社会の混乱	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	基幹的交通ネットワークの機能停止	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態	食料等の安定供給の停滞	ガス配管の破損による都市ガス供給の停止、都市ガス供給網の停止による変圧機の発火、送電線の倒壊による停電の発生、変圧機の倒壊による送電線の倒壊による停電の発生	上水道等の長期間にわたる供給停止
総合基本計画基本施策												
1 安全で安心して住み続けられるまち												
1-①	防災・危機管理体制の構築	●	●	●	●			●			●	●
1-②	交通安全の推進											
1-③	防犯対策の充実	●										
2 互いに支え合い、尊重し合うまち												
2-①	コミュニティ活動の推進											
2-②	健康支援・医療体制の充実											
2-③	高齢者・障害者福祉の充実											
2-④	社会保険制度の充実											
2-⑤	地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備											
2-⑥	多様性を認め合える地域の醸成											
3 未来を担う子どもたちが育つまち												
3-①	子ども・子育て環境の整備											
3-②	幼児教育・保育の充実											
3-③	学校教育の充実		●									
3-④	青少年の健全育成の推進											
4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち												
4-①	生涯学習の推進											
4-②	図書館活動の充実											
4-③	文化芸術活動の促進											
4-④	文化財の保護・調査・活用											
4-⑤	スポーツ・レクリエーションの振興											



強靱化における推進目標	3		4		5						6	
	必要不可欠な行政機能を確保する		必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する		経済活動を機能不全に陥らせない						生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
リスクシナリオ	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	5-6	6-1	6-2
	総合基本計画基本施策	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	基幹的交通ネットワークの機能停止	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態	食料等の安定供給の停滞	配電設備の停止による電力供給の停止、都市ガス等の供給停止
5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち												
5-①	地球環境の保全											
5-②	水と緑の環境の保全											
5-③	ごみ処理の推進		●								●	
6 快適で利便性に富んだまち												
6-①	公共交通網の充実											
6-②	道路環境の整備				●	●		●		●		
6-③	深層地下水100%水道水の供給											●
6-④	下水道の維持管理											
6-⑤	市街地の整備											
6-⑥	快適な公園の確保				●							
6-⑦	住環境の保全											
7 生活を支え、活力を生み出すまち												
7-①	地域振興と就労環境の充実											
7-②	商工業の振興				●		●			●		
7-③	都市農業の振興											
7-④	観光まちづくりの推進											
7-⑤	消費生活環境の充実											
8 計画実現のために												
8-①	健全で持続可能な行政運営の推進											
8-②	連携と協働によるまちづくりの推進											
8-③	情報通信技術の活用によるまちづくりの推進			●	●							
8-④	「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進											

強靱化における推進目標	6		7					8				
	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない					地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する				
リスクシナリオ	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5
	停止 汚水処理施設等の長期間にわたる機能	地域交通ネットワークが分断する事態	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻痺	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	農地・森林等の被害による被害の拡大	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	文化財の崩壊・損壊等による有形・無形の文化の喪失	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
総合基本計画基本施策												
1 安全で安心して住み続けられるまち												
1-①	防災・危機管理体制の構築		●		●				●	●		
1-②	交通安全の推進											
1-③	防犯対策の充実											
2 互いに支え合い、尊重し合うまち												
2-①	コミュニティ活動の推進											●
2-②	健康支援・医療体制の充実											
2-③	高齢者・障害者福祉の充実											
2-④	社会保険制度の充実											
2-⑤	地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備											
2-⑥	多様性を認め合える地域の醸成											
3 未来を担う子どもたちが育つまち												
3-①	子ども・子育て環境の整備											
3-②	幼児教育・保育の充実											
3-③	学校教育の充実											
3-④	青少年の健全育成の推進											
4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち												
4-①	生涯学習の推進											
4-②	図書館活動の充実											
4-③	文化芸術活動の促進											
4-④	文化財の保護・調査・活用										●	
4-⑤	スポーツ・レクリエーションの振興											

強靱化における推進目標	6		7					8				
	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		制御不能な二次災害を発生させない					地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する				
リスクシナリオ	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5
	停止 汚水処理施設等の長期間にわたる機能	地域交通ネットワークが分断する事態	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	農地・森林等の被害による被害の拡大	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	文化財の崩壊・損失等による有形・無形の文化の衰退	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
総合基本計画基本施策												
5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち												
5-①	地球環境の保全									●		
5-②	水と緑の環境の保全				●		●					
5-③	ごみ処理の推進							●				
6 快適で利便性に富んだまち												
6-①	公共交通網の充実											
6-②	道路環境の整備	●	●	●								●
6-③	深層地下水100%水道水の供給											
6-④	下水道の維持管理	●								●		
6-⑤	市街地の整備											
6-⑥	快適な公園の確保	●		●			●					
6-⑦	住環境の保全			●								
7 生活を支え、活力を生み出すまち												
7-①	地域振興と就労環境の充実											●
7-②	商工業の振興											●
7-③	都市農業の振興						●					
7-④	観光まちづくりの推進											
7-⑤	消費生活環境の充実											
8 計画実現のために												
8-①	健全で持続可能な行財政運営の推進											
8-②	連携と協働によるまちづくりの推進											
8-③	情報通信技術の活用によるまちづくりの推進											
8-④	「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進											

## 目標 1

人命の保護が最大限図られる

## 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

## 脆弱性評価結果

- 住宅密集地域では、震災時に連鎖的な建物の倒壊や火災の恐れがあり、建物の不燃化・耐震化の促進を図るとともに、オープンスペースを確保するなど、安全な市街地を形成する必要がある。
- 大規模地震による倒壊等のおそれがある住宅・建物等について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、さらなる耐震化を促進していく必要がある。
- 震災時に家具類による被害を受けないよう意識啓発を図る必要がある。
- 震災時に倒壊の危険があるブロック塀等への対策が必要である。
- 震災時の大規模倒壊や建物の崩落を防止するため、分譲マンションの適正管理が必要である。
- 災害時の消防活動等における水利不足を解消するため、開発を行う事業者に対して、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。
- 震災時の倒壊等被害を最小限に抑えるため、歩道橋や橋梁等施設の修繕・耐震化を進める必要がある。
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、延焼遮断等に有効である主要な都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の街路樹の倒木対策について、取組を推進する必要がある。
- 密集市街地における細街路の拡幅整備により、避難経路、緊急車両侵入路及び消火活動空間を確保する必要がある。
- 活動拠点及び一時避難場所となる公園等のオープンスペースの確保など、ハード面からの様々な対策が必要である。
- 震災時の火災の初期対応等について、地域住民の協力が不可欠であることから、市民一人一人の防災意識の向上を図り、防災訓練の参加等を促す必要がある。
- 共助の中核をなす自主防災組織について、組織への加入促進、リーダーの育成など、地域防災力向上のため組織体制の強化が必要である。
- 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図る必要がある。
- 建物等の倒壊による道路封鎖等から迅速に復旧させるため、関係事業者との協定締結等が必要である。

### 強靱化の推進方針

- 地域住民との協働によりまちづくりに関する機運を醸成するとともに、地区計画及び密集市街地整備促進事業等の手法を導入するなど、安全な避難経路や円滑な消防活動に寄与する主要生活道路、一時避難場所となる公園等のオープンスペースの整備を図る。
- 住宅・建築物安全ストック形成事業の実施により、住宅及び緊急輸送道路沿道建築物について、所有者自らが耐震診断及び耐震改修工事を実施するよう、助成制度の普及啓発を図り、災害に強いまちを形成する。
- 家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性啓発及び家具類転倒防止器具の普及を図る。
- 避難路沿道にあるブロック塀等の撤去を進めるため補助をする。
- 計画的な適正管理を促進するため、分譲マンションの管理組合等に働きかける。
- 開発を行う事業者に対して、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模の防火水槽の設置を促進する。
- 震災時の倒壊等被害を最小限に抑えるため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化を進める。
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、延焼遮断等に有効である主要な都市計画道路の整備を推進する。
- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路（第二次緊急輸送ネットワーク「江戸街道（昭島17号・昭島2号）緑街道（昭島20号）大師通（昭島27号）の街路樹について伐採や植替え等の倒木対策について、取組を推進する。
- 狭あい道路整備等促進事業の実施により、安全な住宅市街地を形成するとともに、幅員4m未満の細街路についても、市民、事業者の理解と協力のもとに、建て替えの際などに拡幅を推進する。
- 救出救助活動等の不足が懸念されるため活動拠点及び一時避難場所となる公園等のオープンスペースの確保など、ハード面からの様々な対策を行う。
- 市ホームページ等や各種イベントなどあらゆる機会を捉え、市民への防災意識の向上を図り、防災訓練の参加等の促進を図る。
- 地域防災力向上のため、自主防災組織への加入促進、リーダーの育成など、組織体制の強化を推進する。
- 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、適切な時期での消防ポンプ車や装備品の更新、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図る。
- 建物等の倒壊による道路封鎖等から迅速に復旧させるため、関係事業者との協定締結等の検討を進めるほか、既に締結している事業者には総合防災訓練等への参加を促し平時からの関係を強化する。

<b>重要業績指標（K P I）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定緊急輸送道路沿道の耐震性が不足する建築物 2棟（令和2年度）→0棟（令和7年度）</li> <li>● 住宅の耐震化率 74.8%（令和2年度）→耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度）</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> <li>・昭島市都市計画マスタープラン</li> <li>・昭島市耐震改修促進計画</li> <li>・昭島市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画</li> </ul>

<b>1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市有建築物の耐震化について、経済的負担を考慮しながらも着実に推進していく必要がある。特に、行政施設、医療施設、社会福祉施設等については、防災上重要な建物でもあることから、速やかに耐震化していく必要がある。</li> <li>● 市有建築物について、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、避難所としての各施設の機能保全を図ることとして、機能の保持を目的とした修繕・改修を行う必要がある。</li> <li>● 学校施設の多くは建設後30年以上経過している状況であり、昭和56（1981）年以前の施設については平成10（1998）年から平成23（2011）年にかけて耐震補強工事を実施し、耐震性能は改善されているものの、老朽化の度合いが高く延命や長寿命化により機能保全を図る改修や建て替えが必要である。</li> <li>● 保育所、子育て広場、学童クラブ、児童センター、市立会館などの不特定多数の集まる施設において、地震災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図ることを目的として、計画的に修繕・改修を行う必要がある。</li> <li>● 火災や地震などの災害に際して、施設内での人的被害を防ぐため、安全な避難経路を確保やエレベーターの閉じ込めを防止する必要がある。</li> <li>● 指定管理業者が管理運営している施設については、指定管理者と連携のうえ、各種訓練を通じ災害対応能力の向上を図る必要がある。</li> <li>● 大規模災害時における本庁舎内の人的被害を防ぐため、各防災設備機器を適宜更新していくとともに、職員の初動対応力を向上していく必要がある。</li> </ul>

### 強靱化の推進方針

- 防災上重要な公共施設については、予算措置を行い、耐震性を有していない施設の解消を図る。また、医療施設や社会福祉施設等については、東京都と連携を図り、耐震化に向けた働きかけを行う。
- 市有建築物について、耐震性を含め、安全性を確保し、各施設の機能保全が図れるよう、計画的な改修に取り組む。
- 学校施設において、長寿命化が見込める施設については、これまでの不具合が生じてから対応していた事後保全から、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握することで劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換する。また長寿命化における構造体の健全性については、コンクリート強度や中性化状況を把握し、改修などで異常箇所や劣化箇所が判明した場合は適切な補修を行う。

大規模改修を行う際には詳細な健全度診断を実施し、コンクリート中性化の進行等を確認していくとともに、診断の結果、健全度が万全でない判断された場合には、計画的な補強や建替え等の検討も実施する。

- 公共施設については、昭島市公共施設等総合管理計画に基づいて、計画的に施設の修繕、長寿命化の改修工事を実施する。
- 避難経路の確保やエレベーターの閉じ込め防止を図るため、防災訓練等を適切に実施するほか、利用者等へ周知の徹底を図る。
- 消防署等、関係機関と連携し、各種訓練を行うことにより災害対応能力の向上を図る。
- 本庁舎の各防災設備機器について、随時点検・整備を実施し、適切な時期に更新を行う。自衛消防隊を結成し、職員及び来庁者を対象とした避難訓練を実施する。

### 重要業績指標（K P I）

- 防災上重要な市有建築物の耐震化率  
98.2%（令和2年度）→100%（令和7年度）
- 民間特定建築物の耐震化率  
97.6%（平成30年度）→耐震性が不十分な建築物をおおむね解消（令和7年度）

### 関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画
- ・ 昭島市耐震改修促進計画
- ・ 昭島市公共施設等総合管理計画（各個別施設計画）
- ・ 昭島市教育振興基本計画（令和4年度から令和8年度まで）
- ・ 庁舎消防計画
- ・ 昭島市スポーツ推進計画

### 1-3 異常気象等による市街地等の広域な浸水

#### 脆弱性評価結果

- 時間 50 ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間 75 ミリ、多摩部は時間 65 ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川及び下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する必要がある。
- 近年、時間 50 ミリを超えるような局地的集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生している。また、都市機能の高度化に伴い、地下街などの地下空間が増加し、水害に対する脆弱性が高まっている。昭島市においては道路排水の雨水人孔蓋には下水道整備事業に含まれておらず、まずは、昭和 40 年から昭和 60 年代の雨水人孔蓋は経年劣化が進んでいることから取替が必要である。併せて雨水台帳の電子化が必要である。
- 局所的な集中豪雨や台風による水害被害を軽減するため、開発を行う事業者に対して、時間 60 ミリ規模の降雨への対応を行うよう求める必要がある。
- 異常気象等に起因する大型台風や局地的集中豪雨時には、所々で浸水被害を及ぼす危険性が残されているため、継続して水害対策に取り組む必要がある。
- 浸水被害からの避難に対し、要配慮者等の支援を推進していく必要がある。
- 洪水ハザードマップにより、洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を周知徹底するとともに、洪水予報や避難情報等の防災情報を、確実に伝達する必要がある。
- 市民一人一人が、台風の接近や大雨に適切に対処できるよう、東京で起こりやすい風水害の種類や、防災気象情報の意味などの知識を習得するとともに、マイ・タイムラインの作成を促進することが重要である。
- 国、東京都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく必要がある。
- 多摩川の洪水浸水想定区域に位置している学校や社会福祉施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進していく必要がある。
- 近年の異常気象による雨水浸水の状況に鑑みると、雨水被害から市民の生命、財産を保護することは喫緊の課題であり、その解決には計画を策定し雨水管を整備することが重要である。

#### 強靱化の推進方針

- 時間 50 ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間 75 ミリ、多摩部は時間 65 ミリに目標を設定したことを受け、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川及び下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する。



- 時間 50 ミリを超えるような局地的集中豪雨による浸水被害や、都市機能の高度化に伴う地下空間の増加など、水害に対する脆弱性が高まっているため、降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて雨水排水台帳の整備及び人孔蓋の取替を行う。
- 開発を行う事業者に対して、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、時間 60 ミリの降水量に対応した雨水処理を指導する。
- 気候災害への備えの充実・強化として、用水路や雨水・下水管などの適切な維持管理、雨水排水機能の強化を進める。また、降雨時の表面流出の抑制、河川や下水道への流出抑制のための雨水の貯留・浸透機能の確保を進める。
- 避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者をあらかじめ定める個別避難計画について、避難支援の優先度の高い方から個別避難計画を作成することについて検討を行う。
- 洪水ハザードマップ等により、市民一人一人が水害時に適切な行動がとれるように啓発活動を推進する。また、避難情報の発令や避難所の開設状況、河川の水位警戒情報等、避難に関する情報を警戒区域等の住民へ確実に伝達するため、市ホームページ、防災行政無線、携帯メール情報サービス、ツイッター等の SNS などの伝達手段の充実を図るとともに、技術革新と併せた情報伝達手段の多様化を進める。
- 地震と異なり、風水害は気象情報などで事前にある程度の予測が可能なことから、適切な避難に向けた行動を時系列で整理できるよう、風水害に関する知識を啓発するとともに、「東京マイ・タイムライン」等を活用し、町会・自治会や学校等と連携しながら、地域特性や気象状況を踏まえた各家庭でのマイ・タイムラインの作成を促進する。
- 国、東京都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく。
- 多摩川の洪水浸水想定区域に位置している学校や社会福祉施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進する。
- 市全域に調査を掛けて、浸水シミュレーション等による浸水リスクを評価し、雨水管理方針を立て雨水管理総合計画を策定し、同時進行で内水ハザードマップも作成する。また、昭島市雨水管理総合計画に基づき、早期に雨水管を整備する。

#### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画
- ・昭島市環境基本計画
- ・昭島市避難行動要支援者避難支援プラン
- ・昭島市下水道総合計画

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果

- 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害のおそれのある崖線緑地についての安全化を推進する必要がある。
- 市道に面したがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、擁壁などの整備を推進する必要がある、状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する必要がある。
- 土砂災害等からの避難に対し、要配慮者等の支援を推進していく必要がある。
- 市内には、崖や擁壁が数多く存在し、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている区域があることから、災害時に市民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害ハザードマップなどによりこれまで以上に丁寧な周知・説明及び注意喚起に取り組んでいく必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に位置している学校や社会福祉施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進していく必要がある。
- 火山の噴火による降灰した公園緑地等については、国や都の対応状況を踏まえ、市として必要な対応を検討していく必要がある。

強靱化の推進方針

- 土砂災害への備えの充実・強化として、崖線緑地の保全、樹木の適正な管理、崖地からの土砂流入対策の検討を進める。
- 市道に面したがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、擁壁などの整備を推進し、状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先的に推進する。
- 避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者をあらかじめ定める個別避難計画について、避難支援の優先度の高い方から個別避難計画を作成することについて検討を行う。
- 土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、日頃からの備えや適切な避難行動について、土砂災害ハザードマップや市ホームページ等を活用し市民へ周知するとともに、地域の防災訓練等を活用し啓発活動を実施する。
- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に位置している学校や社会福祉施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進する。
- 火山の噴火による降灰した公園緑地等については、国や都の対応状況を踏まえて、市としての必要な対応を検討していく。

関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市環境基本計画</li> <li>・昭島市避難行動要支援者避難支援プラン</li> </ul>
---

<b>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時には、市ホームページ、SNSなど多様な方法を活用し、情報を迅速に提供する必要がある。</li> <li>● 外国人等が必要とする情報を提供するため、情報の多言語化を進める必要がある。</li> <li>● 防災行政無線が場所によって聞き取りにくい等の課題があることから、適切な情報を迅速かつ確実に提供するための体制整備が必要である。</li> <li>● 土砂災害警戒区域内や洪水浸水想定区域内にある地域へ、浸水情報、避難情報等を速やかに確実に伝達する必要がある。</li> <li>● 災害時の避難に対する要配慮者等の支援を推進していく必要がある。</li> <li>● 災害時の高齢者の安否確認体制を整備していく必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時には、市民が必要とする災害情報について、市ホームページ、ツイッター、防災行政無線など多様な方法を活用して迅速に発信する。</li> <li>● 市ホームページ、ツイッターなど、自動翻訳機能のある情報発信手段の活用を推進する。</li> <li>● 避難指示の発令や避難所の開設状況、河川の水位警戒情報等、避難に関する情報を、区域内の住民へ複数の情報伝達手段で、迅速に、確実に伝達し避難行動の遅れを防ぐ。</li> <li>● 日頃から、洪水・土砂災害ハザードマップや自治会などを通じて地域の土砂警戒区域・浸水想定区域を確認するとともに、災害時は速やかに確実に情報伝達をする。</li> <li>● 避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者をあらかじめ定める個別避難計画について、避難支援の優先度の高い方から個別避難計画を作成することについて検討を行う。</li> <li>● 関係機関と連携を図り、災害時の高齢者の安否確認体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> <li>・昭島市避難行動要支援者避難支援プラン</li> <li>・昭島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画</li> </ul>

## 目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 脆弱性評価結果

- 災害等により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を復旧させるとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。
- 災害時における各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路等を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁及び歩道橋の改修・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力の強化を図る必要がある。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
- 現在の学校給食共同調理場は老朽化により耐震面でも課題があり、災害発生時、炊き出し活動による食料提供を行うことができないため、対応できる施設整備を行う必要がある。
- 災害時に備え、食料などの備蓄品の整備・更新を図るほか、防災備蓄倉庫等を計画的に維持管理する必要がある。また、各家庭での備蓄についても普及啓発する必要がある。
- 要配慮者の避難者や福祉避難所などにおいて、避難者の特性に応じて必要となる物品等の確保に努めていく必要がある。
- 災害時の物資供給の協定に基づき、円滑に供給体制が確保できるように実効性を強化する必要がある。
- 災害時に生活用水として利用するために、市内の井戸の所有者等を協定と締結し、生活用水の確保に努める必要がある。

#### 強靱化の推進方針

- 応急給水を行うにあたり、各配水場に非常用給水設備を設置するとともに、他事業体との相互応援を前提とした応急給水資器材の備蓄・整備を行う。
- 災害時における各種物資の供給ルートとなる緊急輸送道路等を確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁及び歩道橋の改修・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化を推進するほか、適正な維持管理を実施し、道路等の災害対応力の強化を図る。

また、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る。

- 災害時協力協定の実効性の確保を図るほか、関係機関との連携体制を構築する。
- 災害時に炊き出し活動を行うために必要な調理設備を備えた新たな学校給食共同調理場を整備する。
- 災害時に備え、食料などの備蓄品の整備・更新を図るほか、防災備蓄倉庫等を計画的に維持管理を進める。また、各家庭での備蓄について、様々な広報媒体や防災訓練などの機会を活用し、普及啓発を図る。
- 様々な避難者のニーズを想定した備蓄物品や必要な資器材の確保を推進する。
- 物資供給協定の実効性を高めるため、訓練等を活用し、協定を締結した事業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。
- 災害時に生活用水として利用するために、市内の井戸の所有者等と協定を締結し、生活用水の確保に努める。

#### 関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画
- ・ 昭島市水道事業災害時等対応計画
- ・ 昭島市橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画
- ・ 昭島市学校給食共同調理場整備基本計画

## 2-2 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 脆弱性評価結果

- 大規模な災害が発生した時に、被害の拡大を防ぐためには、公助だけでは限界があるため、消防団活動のさらなる充実強化を図るとともに、共助の中核である自主防災組織の活動を支援する必要がある。
- 消防、警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出救助技術の市民への普及啓発を図っていく必要がある。
- 災害時における多数の救急事象に対応するため、消防署及び消防団等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及啓発を推進し、自主救護能力の向上を図る必要がある。
- 近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する必要がある。
- 都外からの応援部隊等も含め、救出救助機関の活動拠点を確保するなど災害時に円滑かつ効率的に活動ができるよう、受け入れ体制を整備する必要がある。
- 救出救助活動拠点等の不足が懸念されるため、引き続き、活動拠点や避難場所となる市立公園等のオープンスペースの確保など様々な対策が必要である。
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる市立公園に、非常用発電設備等の防災

<p>関連施設を整備するなど、防災機能を強化していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市の防災機能を高めるため、公園など様々な空間を活用し、震災時の防災拠点としての機能を向上させ、これら防災拠点が連携迅速な救援・復興活動できるようネットワークを形成する必要がある。</li> <li>● 一時集合場所となる市立公園等に、集合した人々が安全に避難できるようルートの周知を図る必要がある。</li> </ul>
---

#### 強靱化の推進方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団活動のさらなる充実強化を図るとともに、自主防災組織に対し必要な資器材の貸与等するほか、各種研修会を実施し災害対応能力の向上を図る。</li> <li>● 消防、警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出救助技術の市民への普及啓発を図る。</li> <li>● 災害時における多数の救急事象に対応するため、消防署及び消防団等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及啓発を推進し、自主救護能力の向上を図る。</li> <li>● 近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する。</li> <li>● 都外からの応援部隊等も含め、救出救助機関の活動拠点を確保するなど災害時に円滑かつ効率的に活動ができるよう、受け入れ体制を整備する。</li> <li>● 救出救助活動拠点等の不足が懸念されるため、活動拠点や避難場所となる市立公園等のオープンスペースの更なる確保など様々な対策を行う。</li> <li>● 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる市立公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備するなど、防災機能を強化する。</li> <li>● 都市の防災機能を高めるため、公園など様々な空間を活用し、震災時の防災拠点としての機能を向上させ、これら防災拠点が連携迅速な救援・復興活動できるようネットワークを形成する。</li> <li>● 一時集合場所となる市立公園等に、集合した人々が安全に避難できるようルートの周知を図る。</li> </ul>
---

#### 関連する計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> </ul>
--

<b>2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に、停電等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、東京都と連携して、応急対策用の燃料を確保する必要がある。</li> <li>● 医療救護所や医療関係機関、行政施設などの非常用発電設備等の導入、コージェネ</li> </ul>

<p>レーションシステムの導入推進、再生可能エネルギーの利活用促進などにより、災害時における電源の自立化・多重化による電力確保に向けた対策を講じていく必要がある。</p>
<p><b>強靱化の推進方針</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に、停電等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、東京都と連携して、応急対策用の燃料の確保を図る。</li> <li>● 医療救護所や医療関係機関、行政施設などの非常用発電設備等の導入、コージェネレーションシステムの導入推進、再生可能エネルギーの利活用促進などにより、災害時における電源の自立化・多重化による電力確保に向けた対策を検討する。</li> </ul>
<p><b>関連する計画</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> </ul>

<p><b>2-4 想定を超える多数の帰宅困難者の発生、混乱</b></p>
<p><b>脆弱性評価結果</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、駅周辺に多数の滞留者が発生し、多くのけが人の発生や道路に人があふれだし応急活動の妨げになることが予想されることから、東京都帰宅困難者対策条例の内容周知、訓練実施、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的帰宅困難者対策を推進する必要がある。</li> <li>● 集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、原則3日間の移動を抑えるための一時滞在施設、徒歩帰宅者支援ステーションの確保及び情報提供等、支援環境整備の必要がある。</li> <li>● 大規模災害発生時において、帰宅困難者を極力発生させないため、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、職員を庁舎内に留めることができるよう、3日分の職員用食料を備蓄する必要がある。</li> </ul>
<p><b>強靱化の推進方針</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帰宅困難者自身の安全の確保や、応急活動を円滑に行うため、東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知、訓練の実施、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</li> <li>● 帰宅困難者が安全に滞在できるよう、協力協定団体施設での必要物資備蓄を推進支援する。また、徒歩帰宅者支援として、災害時帰宅支援ステーションの周知啓発を行う。</li> <li>● 大規模災害発生時には、駅等に多数の人を集中させないように、むやみに職員が帰宅</li> </ul>

しないことを原則とし、庁舎内に3日分の食料の備蓄を行う。
<b>関連する計画</b>
・昭島市地域防災計画

<b>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災直後に医薬品等が不足し、医療機能の維持に支障がでることが想定されるため、医薬品等の供給体制を強化する必要がある。</li> <li>● 防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会などの医療関係機関との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時からの医療・防災関係機関などとの密接な連携により、発災直後や感染症拡大時の医薬品、医療資機材、及び医療救護体制の確保に努めることで、救助・救急体制の強化を図る。</li> <li>● 防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会などの医療関係機関との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
・昭島市地域防災計画

<b>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型のウイルスの出現は大きな健康被害をもたらすため、平時から市民が感染防止に関する正しい知識・情報を得ることが重要である。また、医療提供体制を維持するためには、平時から診療所や薬局の体制強化を図るとともに、行政・医療機関と連携し様々な訓練を重ねる必要がある。</li> <li>● 災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び必要に応じて家屋内外の消毒等を実施するため、東京都と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する必要がある。</li> <li>● 災害に伴う遺体の迅速な検視・検案活動等を実施するためには、遺体収容所等にお</li> </ul>



<p>ける体制の整備、関係機関及び民間事業者との連携強化が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、これらに対応する必要がある。</li> </ul>
<p><b>強靱化の推進方針</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時より感染防止のための正しい知識を普及するための啓発ポスター等を市内公共施設等に掲示することや、イベント等で配布する。また、総合防災訓練等を実施し、平時から診療所や薬局と行政の連携の強化を図る。</li> <li>● 災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び必要に応じて家屋内外の消毒等を実施するため、東京都と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</li> <li>● 災害に伴う遺体の迅速な検視・検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関及び民間事業者との連携強化が必要である。</li> <li>● 災害時など混乱している状況の中での風評被害によるパニックを防ぐ観点と、実際の放浪動物の咬こう傷事故による感染症予防の観点から、平時から更に狂犬病予防接種ワクチンの接種を進める。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する。</li> </ul>
<p><b>関連する計画</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市地域防災計画</li> </ul>

<p><b>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b></p>
<p><b>脆弱性評価結果</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の過密化を防ぐため、在宅避難や親戚・知人宅への避難について市民に周知を図る必要がある。また、避難所を確保するため、国や都の施設のほか、ホテルなどの民間施設等の協定締結を推進する必要がある。</li> <li>● 避難所における感染症対策のため、感染防止の資器材等の充実強化を図る必要がある。</li> <li>● 不特定多数の人々が数日にわたり生活する避難所での安全・安心の確保や、子ども、女性、高齢者、障害者、要配慮者等の多様な避難者のニーズに応える必要がある。</li> <li>● 福祉避難所において、要配慮者の状況に応じて専門的支援ができる人材の確保等体制の強化が課題である。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるように、避難訓練等の実施による災害時応急体制強化が必要である。</li> <li>● 障害者が避難所で安定した生活を送れるよう支援するとともに、体調を崩した場合</li> </ul>

<p>に備えて環境を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要支援者における個別避難計画の作成について、検討していく必要がある。</li> </ul>
<p><b>強靱化の推進方針</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の過密化を防ぐため、在宅避難や親戚・知人宅への避難について市民に周知を図る。また、避難所を確保するため、国や都の施設のほか、ホテルなどの民間施設等の協定締結を推進する。</li> <li>● 避難所における感染症対策のため、感染防止の資器材等の充実強化を図る。</li> <li>● 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障害者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア等のきめ細かい対策の充実を図る。</li> <li>● 民間福祉事業者や地域包括支援センターと協力関係を構築し、福祉避難所を安定した運営ができるような体制や人材確保に取り組む。</li> <li>● 障害者の対応として、障害者の特性に応じた、避難所の部屋の割り振りやレイアウトなど環境整備について学校や避難所運営協議会との連携を図る。</li> <li>● 避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者をあらかじめ定める個別避難計画について、避難支援の優先度の高い方から個別避難計画を作成することについて検討を行う。</li> </ul>
<p><b>重要業績指標（KPI）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営委員における女性の割合 24%（令和元年度） → 30%（令和12年度）</li> <li>● 令和8年度までに、災害時において、民間福祉事業者や地域包括支援センターと、福祉避難所運営に関する協力関係を構築する。</li> </ul>
<p><b>関連する計画</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市地域防災計画</li> <li>・ 昭島市男女共同参画プラン</li> <li>・ 昭島市障害者プラン</li> <li>・ 昭島市避難行動要支援者避難支援プラン</li> <li>・ 昭島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画</li> </ul>

### 目標 3

#### 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 脆弱性評価結果

- 災害時には治安の悪化が考えられることから、日頃から地域における安全・安心のまちづくりに対する関心を高め、防犯意識の向上に取り組むことが必要である。
- 震災時の混乱した状況下において、正確かつ迅速に情報を収集し伝達していくことは、パニック等による混乱を防止し、市民の安全を確保するうえで非常に重要である。

##### 強靱化の推進方針

- 市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現し、災害時の治安を維持するためにも、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図るとともに、警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強める。平時から地域における防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組む。
- 都や関係機関との災害情報の共有化を進め、市民に提供する災害情報の充実を図るとともに、SNSなどの様々な情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

##### 関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画
- ・ 昭島市防犯推進計画

#### 3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 脆弱性評価結果

- 過去の災害における教訓や新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢の変化を踏まえ、地域防災計画や業務継続計画等について継続的に見直していく必要がある。また、計画に基づき業務継続に必要な資機材等について確保する必要がある。
- 災害対策本部となる本庁舎の電源が失われた場合を想定し、非常用電源の確保及びその他の電源設備の整備を検討する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容や職場環境となることや、長時間の勤務等により、大きなストレスを受けるなど、心身の健康に支障をきたすことも予想される。

- 防災上重要な公共建築物について、速やかに耐震化していく必要がある。
- 学校施設の多くは建設後30年以上経過している状況であり、昭和56年（1981年）以前の施設については平成10年（1998年）から平成23年（2011年）にかけて耐震補強工事を実施し、耐震性能は改善されているものの、老朽化の度合いが高く延命や長寿命化により機能保全を図る改修や建て替えが必要である。
- 一般廃棄物焼却施設（清掃センター）は昭和58年（1981年）の新耐震基準に基づき建設されているが、稼働開始から既に27年が経過しており、災害発生時には、清掃センターを含め各一般廃棄物処理施設の建物や設備の損壊等により廃棄物の処理が困難になる可能性がある。
- 災害発生時には、一般廃棄物処理施設に従事する職員の被災により人員の確保が出来ず、廃棄物の処理が困難になる可能性がある。
- 一般廃棄物焼却施設（清掃センター）の運転は、専門的な知識や経験が必要となることから、運転員が被災等で出勤ができない場合は、運転の継続に困難が生じる。

#### 強靱化の推進方針

- 過去の災害における教訓や新型コロナウイルス感染症対策などの社会情勢の変化を踏まえ、地域防災計画や業務継続計画等について継続的に見直していく。また、計画に基づき業務継続に必要な資機材等について確保を図る。
- 自家発電装置が非常時に正常に作動するよう、定期的に点検を行うとともに、計画的な修繕を実施する。また、非常時の電源確保の一層の推進を図るため、その他代替電源設備の設置について検討を行う。
- 災害時においても、確実に職員のケアが実施されることにより、心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないため、災害時の職員の心身の健康状態を把握できるよう、相談体制を整備する。
- 防災上重要な公共施設については、予算措置を行い、耐震性を有していない施設の解消を図る。また、医療施設や社会福祉施設等については、東京都と連携を図り、耐震化に向けた働きかけを行う。
- 学校施設について、発災時における子どもたちのための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう防災機能の強化を図り、安全性の向上を推進する。  
また、災害時に避難所となる学校施設の役割として、時代の変化に応じた施設機能の向上も検討していく。
- 各一般廃棄物処理施設は現在の耐震基準により建設された施設ではあるが、点検・予防修繕を計画的に行い災害に備える。また、施設の継続運転が困難となり、廃棄物処理に支障が生じてしまう場合に備え、他自治体への支援要請等、被災していない地域を視野に入れた広域での相互支援体制の構築を進める。
- 各一般廃棄物処理施設は、災害発生時にも適切な廃棄物処理が行えるよう初動体制を確立する。
- 一般廃棄物焼却施設（清掃センター）の運転継続に向け、専門的な知識や経験を有

する職員等、経験者を中心とした応援体制の整備を進める。

#### 重要業績指標（K P I）

- 防災上重要な市有建築物の耐震化率  
98.2%（令和2年度）→100%（令和7年度）
- 民間特定建築物の耐震化率  
97.6%（平成30年度）→耐震性が不十分な建築物をおおむね解消（令和7年度）

#### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画
- ・昭島市業務継続計画
- ・昭島市営住宅長寿命化計画
- ・昭島市公共施設等総合管理計画における小・中学校個別施設計画
- ・昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 目標 4

### 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

#### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

##### 脆弱性評価結果

- 災害対策本部などの防災関係の拠点となる施設については、停電時の非常電源の確保をより一層進め、災害時の通信機能の維持を図る必要がある。また、通信設備については、平常時より点検を定期的実施し、災害時に使用不能に陥らないようにすることが必要である。
- 災害時に必要な通信手段を確保するため、防災行政無線のほか多ルート化を図る必要がある。
- インターネットに接続して情報発信を行う市ホームページやツイッターなどについて、停電やインターネット回線断絶といった状況であっても継続して情報発信できるよう、対策を講じる必要がある。
- 災害時にも市ホームページが安定稼働できるよう、データの安全を確保する必要がある。

##### 強靱化の推進方針

- 災害対策本部などの防災関係の拠点となる施設については、停電時の非常電源の確保をより一層進め、災害時の通信機能の維持を図る。また、通信設備については、平常時より点検を定期的実施し、災害時に使用不能に陥らないようにする。
- 災害時に必要な通信手段を確保するため、情報通信技術（ICT）の動向を注視しながら多ルートに向けて検討を進める。
- 災害時にも安定して情報発信できるよう、停電やインターネット回線断絶という状況が生じてインターネットに接続できるような方策を講じる。
- ホームページのデータが損傷することのないよう、外部サーバーを活用する。

##### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画

#### 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### 脆弱性評価結果

- 市民に重要な情報が迅速かつ正確に提供できるように、災害情報の発信方法について、多様化を図る必要がある。
- 防災行政無線のデジタル化のほか、放送が聞こえにくい地域について改善を図る必

要がある。

- 各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を、迅速かつ正確に提供する体制の構築が必要である。

#### 強靱化の推進方針

- 被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供するため、市ホームページ、ツイッター、防災行政無線、携帯メール情報サービスなど、多様な発信方法を活用する。
- 防災行政無線のデジタル化のほか、放送が聞こえにくい地域について改善を図る。
- 各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を、迅速かつ正確に提供する体制を構築する。

#### 関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画

## 目標 5

### 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

##### 脆弱性評価結果

- 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。
- 日ごろから経営基盤の強化を図り、災害時にも対応できる企業づくりへの支援を行う必要がある。
- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化、無電柱化の推進を実施し、また、予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理の高度化を行うなど災害対応力の強化を図る必要がある。

##### 強靱化の推進方針

- 市内事業者の事業継続計画（BCP）への取組支援及び策定の推進を図る。
- 平常時より市内事業者の経営基盤の強化を支援することにより、災害時にも対応できる企業づくりを図る。
- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化、無電柱化の推進を実施し、また、予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど維持管理の高度化を行うなど災害対応力の強化を図る。

##### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画
- ・昭島市橋梁長寿命化修繕計画
- ・昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画

#### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

##### 脆弱性評価結果

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化、無電柱化の推進を実施するなど災害対応力の強化を図る必要がある。
- 自立的な事業継続のため、事業所等における再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。



<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃料供給ルートを実際に確保するため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化、無電柱化の推進を実施するなど災害対応力の強化を図る。</li> <li>● 自立的な事業継続のため、事業所等における再生可能エネルギーの導入を促進する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画</li> </ul>

<b>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。</li> <li>● 災害時における火災発生等を防ぐため、消防署と連携し、自衛消防訓練等の防災対策を推進する必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内事業者の事業継続計画（BCP）への取組支援及び策定の推進を図る。</li> <li>● 災害時における火災発生等を防ぐため、消防署と連携し、自衛消防訓練等の防災対策を推進する必要がある。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> </ul>

<b>5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に避難道路や緊急輸送路等となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす都市計画道路等の整備を進めていく必要がある。</li> <li>● 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止する必要がある。</li> <li>● 電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。</li> <li>● 落橋による避難道路や緊急輸送路等の寸断を防ぐため、主要な橋梁等施設の修繕・</li> </ul>

<p>耐震化を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には、道路ネットワークの形成等の課題となる踏切が存在しており、踏切が閉鎖されることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化する連続立体交差事業に取り組む必要がある。</li> <li>● 街路樹倒木による道路閉塞等を防ぐため、中低木化又は歩道の拡幅を推進する必要がある。</li> <li>● 災害時に機動的な活動の可能な自転車による情報収集活動を実施するため、自転車ナビマーク等を整備する必要がある。</li> </ul>
--

#### 強靱化の推進方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に避難道路や緊急輸送路等となるなど、都市基盤施設として重要な役割を果たす都市計画道路等の整備を進めていく。</li> <li>● 災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、社会資本整備総合交付金（住宅・建物安全ストック形成事業）や東京都における地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金を利用し、迅速な取組を進めていく。</li> <li>● 電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、東京都無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進する。</li> <li>● 落橋による避難道路や緊急輸送路等の寸断を防ぐため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化を進める。</li> <li>● 災害時の避難道路や緊急輸送道路を確保し、交通渋滞や踏切事故の解消のため、複数の踏切を一举に除却する連続立体交差事業を推進し、分断市街地の一体化を図り、まちの交通インフラを改善する。</li> <li>● 街路樹倒木による道路閉塞等を防ぐため、歩道の拡幅等を実施する。</li> <li>● 円滑な災害復旧活動を後押しするため、自転車ナビマーク等整備を実施する。</li> </ul>
---

#### 関連する計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島都市計画マスタープラン</li> <li>・昭島市耐震改修促進計画</li> <li>・昭島市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画</li> </ul>
---

<b>5-5 金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時、金融サービスの機能停止による商取引等への影響が少なくなるように、市内金融機関の被害状況や被災者に対する臨時措置等の情報収集に努め、広報する必</li> </ul>

<p>要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に指定金融機関の昭島支店が稼働できない場合、どの支店が対応できるのか、派出と調整しながら対応を図る必要がある。</li> <li>● 災害時に通常の財務会計システムが停止した場合でも、円滑な支払業務が出来るように、指定金融機関と支払いデータの受渡し方法、口座振込方法、現金の支払い方法等についても確認することが重要である。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時、金融サービスの機能停止による商取引等への影響が少なくなるように、市内金融機関の被害状況や被災者に対する臨時措置等の情報収集に努め、広報していく。</li> <li>● 災害時に指定金融機関の昭島支店が稼働できない場合、どの支店が対応できるのか、派出所と調整しながら対応を図る。</li> <li>● 大規模な災害が発生した場合に備え、災害時業務計画において経理班として災害対策に必要な現金に関することをはじめ対応事項を定めており、災害時にも適切な業務を遂行できるよう指定金融機関との連携を強化しながら、継続してマニュアルを整備する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市地域防災計画</li> </ul>

<b>5-6 食料等の安定供給の停滞</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する必要がある。</li> <li>● 日ごろから経営基盤の強化を図り、災害時にも対応できる企業づくりへの支援を行う必要がある。</li> <li>● 各種物資の供給ルートを確保するため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化の実施、緊急輸送道路等の無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。</li> <li>● 食糧等の供給体制を構築するために、関係機関、民間企業、各種業界等との災害時応援協定等を締結する必要がある。</li> <li>● 災害発生直後のライフラインの途絶や物流の機能停止に備え、日頃からの備えとして市民や事業者に備蓄等の確保を働きかける必要がある。</li> </ul>

### 強靱化の推進方針

- 市内事業者の事業継続計画（BCP）への取組支援及び策定の推進を図る。
- 平常時より市内事業者の経営基盤の強化を支援することにより、災害時にも対応できる企業づくりを図る。
- 各種物資の供給ルートを確保するため、橋梁の耐震補強等の実施、緊急輸送道路等の無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築する。
- 食糧等の供給体制を構築するために、関係機関、民間企業、各種業界等との災害時応援協定等の締結に向けて調整を図る。
- 市民等に向けての訓練や防災講話等の機会に、最低3日分の備蓄品を用意するよう働きかけを進める。

### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画

## 目標 6

生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### 脆弱性評価結果

- 都市生活の基幹をなす電気、ガス等のライフラインの被災による都市機能混乱を最小限に抑えるために、市及び関係機関が相互に連携・協力し、病院や主要公共施設等の応急対応を迅速に実施する必要がある。
- 一般廃棄物焼却施設（清掃センター）の稼働には電気の使用が不可欠であるが、設置されている自家発電設備は安全に運転停止させるためのものであり、停電時、運転を継続できる能力は無く、焼却の余熱を利用した発電設備も有していないため、再稼働には電気の復旧が必要である。また、同様に一般廃棄物焼却施設（清掃センター）の稼働には電気の使用が不可欠であるが、設置されている自家発電設備は廃棄物の処理を行う能力はなく、電気が復旧して再稼働しても安定した廃棄物の処理を行うためには、処理した廃棄物を搬出する必要があるため、道路及び廃棄物の受け入れ先の復旧が必要である。
- 燃料供給施設等の混乱により災害廃棄物や生活ごみの収集運搬や処理等に使用する車両・重機等の燃料不足が危惧されることから、十分な燃料が確保できる体制づくりが必要である。

#### 強靱化の推進方針

- 電気、ガス等のライフラインが供給・機能停止した場合の被害を防止、抑制するとともに早期の復旧を行うため、市及び関係機関との連携・協力体制を構築し、市民の安全確保に努める。
- 送電が復旧するまでの間、廃棄物の一時的な集積場所を定めておく。復電した際、速やかに、かつ正常に再稼働できるよう、施設側への各種点検や予防修繕、耐震化を促進する。また、復旧が困難な場合に備え、他自治体への支援要請等、被災していない地域を視野に入れた広域での相互支援体制の構築を進める。
- 関係する事業者、団体と協定等を締結するなど、燃料の供給体制については重要項目として整備を図るとともに、危機管理の観点から、使用燃料種類の複数・分散化を図る。また、車両等使用後はこまめに給油し、常に緊急事態に対応できるよう備える。

#### 関連する計画

- ・ 昭島市地域防災計画
- ・ 昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

<b>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配水管については、断水被害を軽減できるように水道管路の耐震化に取り組んでいる。令和2年度末時点の耐震管率は34.9%であり、引き続き耐震化を推進する必要がある。実施にあたっては、救急医療機関等に加え避難所を優先的に管路の耐震化を進めていく必要がある。</li> <li>● 給水管については、東日本大震災で多くの塩化ビニル製の給水管が被害を受けたことを踏まえ、切迫性が指摘されている首都直下地震等に備えて、給水管の耐震化を進める必要がある。</li> <li>● 東日本大震災の計画停電による配水施設への影響は無かったが、切迫性が指摘されている首都直下地震等において電力供給が途絶する可能性がある。水道事業の継続には、配水場の自家用発電設備の計画的な改修を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、電力を安定的に確保していく必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● より一層効果的に断水被害を軽減するため、水道管路の耐震化を引き続き推進する。実施にあたっては、救急医療機関等に加え避難所を優先的に、管路の耐震化を進める。</li> <li>● 給水管については、東日本大震災で多くの塩化ビニル製の給水管が被害を受けたことを踏まえ、切迫性が指摘されている首都直下地震等に備えて、配水管の布設替工事に併せ給水管の耐震化を進める。</li> <li>● 電力供給の途絶の可能性がある首都直下地震等においても、水道事業を継続するため、配水場の自家用発電設備の計画的な改修を進め、電力事情に左右されないように電力の自立化を図り、安定的な電力の確保を進める。</li> </ul>
<b>重要業績指標（KPI）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路の耐震管率 34.9% (令和2年度末) → 42.6% (令和9年度末)</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次昭島市水道事業基本計画</li> </ul>

<b>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の避難において、一時集合場所となる公園等のトイレ機能を確保する必要がある。</li> <li>● 近年の異常気象による雨水浸水の状況に鑑みると、雨水被害から市民の生命、財産を保護することは喫緊の課題であり、その解決には計画を策定し雨水管を整備する</li> </ul>

<p>ことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道施設の郷地ポンプ場は洪水ハザードマップの中で浸水想定区域内にあり、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするために、洪水時にも一定の機能を確保する必要がある。</li> <li>● 本市の下水道は分流式下水道を採用しているが、汚水に関して降雨時に流量が増加し、汚水管からの溢水や宅内への逆流等が発生しているため、速やかに対処する必要がある。</li> <li>● 大規模地震に備え、計画で位置づけた各重要路線に可とう性継手を設置し、各避難所にはマンホールトイレを設置する必要がある。</li> <li>● 災害時汚水処理施設機能停止に備え、多摩川上流水再生センターへの搬入・運搬訓練を継続的に実施する必要がある。</li> </ul>
<p><b>強靱化の推進方針</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時集合場所となる公園等におけるトイレ機能の適正配置に努める。</li> <li>● 市全域に調査を掛けて、浸水シミュレーション等による浸水リスクを評価し、雨水管理方針を立て雨水管理総合計画を策定し、同時進行で内水ハザードマップも作成する。また、昭島市雨水管理総合計画に基づき、早期に雨水管を整備する。</li> <li>● 豪雨による水害が発生し、下水道施設が機能停止とならないように建物の耐水化を進める。</li> <li>● 既設汚水管を管再生工法を用いて、汚水管に雨水等の侵入を防除し、汚水管からの溢水や宅内への逆流等防止・抑制して安全で安心な市民生活を確保する。</li> <li>● 地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため避難所施設からの管きよの耐震化を進め、市民の安全・安心を確保する。並行してマンホールトイレを各避難所に設置、災害拠点の病院からの下水管路を重要路線に加えた総合地震対策第3期計画を策定し、実施する。</li> <li>● 災害時汚水処理施設機能停止に備えて多摩川上流水再生センターへの搬入・運搬体制を確保し、毎年搬入・運搬訓練を継続して実施する。</li> </ul>
<p><b>重要業績指標（KPI）</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度までに昭島市雨水管理総合計画を策定し、令和5年度から工事着手</li> </ul>
<p><b>関連する計画</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市下水道総合計画</li> </ul>

<b>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぎ、大規模火災時の延焼遮断帯ともなる都市計画道路整備を推進する必要がある。</li> <li>● 電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。</li> <li>● 落橋による避難道路や緊急輸送路等の寸断を防ぐため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化を進める必要がある。</li> <li>● 市民の生命を守る地域交通ネットワーク確保のため、道路のバリアフリー化を推進する必要がある。</li> <li>● 災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、平常時より各道路管理者や交通管理者、各交通事業者等と連携し、交通の機能、秩序の維持等について万全を期する必要がある。</li> <li>● 災害時に機動的な活動の可能な自転車による情報収集活動を実施するため、自転車ナビマーク等を整備する必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家屋倒壊等による道路閉塞等を防ぎ、大規模火災時の延焼遮断帯ともなる都市計画道路整備を推進する。</li> <li>● 電柱倒壊による道路閉塞等を防ぐため、無電柱化を推進する。</li> <li>● 落橋による避難道路や緊急輸送路等の寸断を防ぐため、主要な橋梁等施設の修繕・耐震化を進める。</li> <li>● 市民の生命を守る地域交通ネットワーク確保のため、道路のバリアフリー化を推進する。</li> <li>● 各道路管理者や警察署、各交通事業者等と連携・協力し、様々な交通の混乱等の発生を防ぎ、区民等の生命の安全確保等について万全を期する。</li> <li>● 円滑な災害復旧活動を後押しするため、自転車ナビマーク等整備を実施する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島都市計画マスタープラン</li> <li>・昭島市橋梁長寿命化修繕計画</li> <li>・昭島市横断歩道橋長寿命化修繕計画</li> </ul>



## 目標 7

### 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

##### 脆弱性評価結果

- 空家の所在が市内全域にわたることや、老朽化度等の現状に鑑みると、早急に対策を講じることが必要である。
- 大規模な市街地火災による被害を防止するため、延焼遮断帯を整備する必要がある。あわせて、幅員 4 m 未満の細街路の拡幅についても、災害に強いまちづくりを実現するためには重要である。
- 市内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、防災性を確保するとともにインフラ機能を強化していく必要がある。
- 避難者の生命を守る避難場所や地域住民の一時集合場所となる都市公園の整備を推進する必要がある。
- 震災時の火災の初期対応等について、地域住民の協力が不可欠であることから、市民一人一人の防災意識の向上を図り、防災訓練の参加等を促す必要がある。
- 共助の中核をなす自主防災組織について、組織への加入促進、リーダーの育成など、地域防災力向上のため組織体制の強化が必要である。
- 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図る必要がある。

##### 強靱化の推進方針

- 管理不全な空家等による周辺環境への悪影響を防止するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき問題解消に向けて取り組んでいくとともに、「昭島市空家等対策計画」を策定し、総合的かつ計画的に対策を推進していく。
- 消防活動困難区域を解消するため、主要区画道路等の整備や主要な都市計画道路の整備等を促進することにより、延焼遮断帯の形成を促進する。幅員 4 m 未満の細街路についても、市民、事業者の理解と協力のもとに、建て替えの際などに拡幅を推進する。また、高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発活動を進めていく。
- 市街地再開発事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替えや道路・公園の整備等、災害に強いまちづくりに取り組む。
- 防災活動の拠点となる公園等のオープンスペースの整備を促進する。
- 市ホームページ等や各種イベントなどあらゆる機会を捉え、市民への防災意識の向上を図り、防災訓練の参加等の促進を図る。
- 地域防災力向上のため、自主防災組織への加入促進、リーダーの育成など、組織体

<p>制の強化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、適切な時期での消防ポンプ車や装備品の更新、活動環境の整備など消防団活動の更なる充実強化を図る。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市地域防災計画</li> <li>・昭島市住宅マスタープラン</li> </ul>

<b>7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時において大動脈となる特定緊急輸送道路が、沿道建築物の崩壊などによって閉塞されないように、耐震化について取組を推進する必要がある。</li> <li>● 市内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京都が指定した特定緊急輸送道路沿道にある対象建築物の耐震診断・耐震改修等について、遅滞なく進めていく。</li> <li>● 鉄道事業者に対する働きかけを進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層促進する。各鉄道機関は、施設の強化や防災設備の増強等の改良整備を推進するものとする。</li> </ul>
<b>重要業績指標（KPI）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定緊急輸送道路沿道の耐震性が不足する建築物 2棟（令和2年度）→0棟（令和7年度）</li> <li>● 住宅の耐震化率 74.8%（令和2年度）→耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和7年度）</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭島市耐震改修促進計画</li> </ul>

<b>7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用水路に係る水門・樋門の損壊・機能不全による水害が発生しないよう機能保全に努めるとともに、有事に迅速な操作が行える体制を作る必要がある。</li> <li>● 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれの高い地域の住民に対して、適切な避難ができるように周知を図る必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用水路に係る水門・樋門等の適切な動作を確保するため、必要な修繕や耐震化を迅速に実施するとともに、発災時に迅速に対応できるよう職員の訓練を徹底する。</li> <li>● 土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、日頃からの備えや適切な避難行動について、土砂災害ハザードマップや市ホームページ等を活用し市民へ周知するとともに、地域の防災訓練等を活用し啓発活動を実施する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市環境基本計画</li> <li>・ 昭島市地域防災計画</li> </ul>

<b>7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物倒壊に伴うアスベストの飛散について、市民への周知する必要があるほか、倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う必要がある。また、倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物倒壊時のアスベストの飛散を防止するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成し、的確な周知・指導を行う。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市環境基本計画</li> </ul>

<b>7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市に残る、貴重な緑地機能を有し、一時避難場所や延焼防止帯等として、防災上も重要な役割を果たす農地を保全するための支援を行う必要がある。</li> <li>● 火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく必要がある。</li> <li>● 市が管理する崖線緑地は、防災対策と生物多様性保全とのバランスを確保しながら、維持管理を行う必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地・特定生産緑地制度の活用により、農地の減少を抑制し、一時避難場所等となる農地の保全に努める。</li> <li>● 火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図る。</li> <li>● 崖線緑地の地盤調査の実施及び安全と生物多様性に配慮した維持管理方針の検討を進める。また、土砂崩れ、水害に伴う生物の生息空間の消失に関する調査、回復等の対策の検討を進める。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市都市計画マスタープラン</li> <li>・ 昭島市環境基本計画</li> </ul>

## 目標 8

### 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

##### 脆弱性評価結果

- 災害時には大量の災害がれき等が発生することが予測されており、これらを処理するための一時的な集積場所や最終処分先を検討する必要がある。
- 速やかな復旧、復興のために、大量に発生する災害ごみを適正かつ迅速に処理し、環境衛生の悪化並びに混乱を最小限に抑える必要がある。特に、平時には行っていない「がれき」の処理について、対応を準備しておく必要がある。  
災害が発生した場合、被害の大きい地域からは、がれき、家財等の災害廃棄物が発生する一方、比較的被害の小さい地域からは、通常のごみも排出されることから、これら家庭ごみの収集体制についても検討する必要がある。
- 人員や資機材の不足により円滑、迅速な処理が困難となってしまう可能性があることから、事前に関係する事業者、団体と連携を図る必要がある。特に、収集運搬等に使用する車両や処理の際に使用する重機等の燃料確保は、十分な量の確保が必要である。

##### 強靱化の推進方針

- 「東京都災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、早期に「（仮称）昭島市災害廃棄物処理計画」を策定し、大量に発生する災害がれき等の一時的な集積場所や最終処分先をあらかじめ定める。
- 速やかな収集や処理、最終処分に備え、収集・運搬資機材等の確保や保管場所、最終処分先の確保を進め、併せて市民や事業者に対しても分別の重要性や出し方について周知を図る。また、「がれき」の処理については「がれき処理マニュアル」等を策定し、処理体制づくりを進める。
- 災害ごみと併せ、通常のごみ収集も行う必要があることから、不足が想定される人員や資機材に対する備えを検証、確保する。なお、確保が困難な場合に備え、他自治体への支援要請等、被災していない地域を視野に入れた広域での相互支援体制の構築を進める。また、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に処理する体制を構築するとともに、市民に協力を要請する手法についても整備する。
- 災害廃棄物処理に関係する事業者、団体と協定等を締結するとともに、課題や問題点、及び解決策を共有することで迅速で安定した災害廃棄物処理を図る。特に燃料の供給体制については、重要項目として整備を図るとともに、危機管理の観点から、使用燃料種類の複数・分散化を図る。また、車両等使用後はこまめに給油をし、常に緊急事態に対応できるよう備える。

<b>関連する計画</b>
・昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

<b>8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアが円滑に活動できる体制を構築する必要がある。</li> <li>● 建物応急危険度判定など専門性等の特性をもつボランティアは初期行動として重要な役割を果たすものであり、大規模災害時には欠かせない存在である。ボランティア等による、被災者への効果的な判定活動が行われる必要がある。また、被災地において円滑に活動することができるよう、支援体制を充実させる必要もある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアに的確な情報を提供し効率的なボランティア活動を行うことができるよう、昭島市社会福祉協議会との協定に基づき、研修などを通じて災害時にボランティアとして活動できる人材の育成に努める。</li> <li>● 建物応急危険度判定に関して発災時に被災状況に即したボランティア活動が展開されるように、東京都と連携し対応を図る。また、東京都の実施している活動支援を想定した訓練や養成講座などの人材の育成に積極的に参加する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
・昭島市地域防災計画

<b>8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常気象等に起因する大型台風や局地的集中豪雨時には、所々で浸水被害を及ぼす危険性が残されているため、継続して水害対策に取り組む必要がある。</li> <li>● 近年の異常気象による雨水浸水の状況に鑑みると、雨水被害から市民の生命、財産を保護することは喫緊の課題であり、その解決には計画を策定し雨水管を整備することが重要である。</li> <li>● 国、東京都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく必要がある。</li> </ul>

<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候災害への備えの充実・強化として、用水路や雨水・下水管などの適切な維持管理、雨水排水機能の強化を進める。また、降雨時の表面流出の抑制、河川や下水道への流出抑制のための雨水の貯留・浸透機能の確保を進める。</li> <li>● 市全域に調査を掛けて、浸水シミュレーション等による浸水リスクを評価し、雨水管理方針を立て雨水管理総合計画を策定し、同時進行で内水ハザードマップも作成する。また、昭島市雨水管理総合計画に基づき、早期に雨水管を整備する。</li> <li>● 国、東京都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく。</li> </ul>
<b>重要業績指標（KPI）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度までに昭島市雨水管理総合計画を策定し、令和5年度から工事着手</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭島市下水道総合計画</li> <li>・ 昭島市地域防災計画</li> </ul>

<b>8-4 文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国・東京都と連携し、文化財の現状調査を実施し文化財の保存状況の把握に努め、国・都の支援制度を効率的かつ効果的に活用し、指定文化財所有者等が実施する耐震対策や防災施設の整備を支援する必要がある。</li> <li>● 震災復興マニュアルにおいて復旧復興の手順を定めるとともに、復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるように、関係団体等との協力・連携体制を構築する必要がある。</li> <li>● 文化財のデジタル化を推進し、万一の消失時に記録として残るように備える必要がある。</li> <li>● 郷土資料室、郷土資料展示室及び収蔵室等の火災、地震、風水害等が発生した場合に貴重な文化財展示資料が最小限の被害となるよう展示物の退避等をマニュアル化し定期訓練を実施する必要がある。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国・東京都と連携し、文化財の現状調査を実施し文化財の保存状況の把握に努め、国・都の支援制度を効率的かつ効果的に活用し、指定文化財所有者等が実施する耐震対策や防災施設の整備を支援する。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災復興マニュアルにおいて復旧復興の手順を定めるとともに、復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるように、関係団体等との協力・連携体制を構築する。</li> <li>● 文化財のデジタル化を推進し、万一の消失時に記録として残るように備える。</li> <li>● 郷土資料室、郷土資料展示室及び収蔵室等の火災、地震、風水害等が発生した場合に貴重な文化財展示資料が最小限の被害となるよう展示物の退避等をマニュアル化し定期訓練を実施する。</li> </ul>
<b>関連する計画</b>
・ 第2次昭島市教育振興基本計画

<b>8-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>
<b>脆弱性評価結果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域コミュニティの核である自治会は、役員の高齢化やなり手不足、若年層の地域活動の多様化などの理由により地域における相互扶助の機能が低下している。</li> <li>● 震災からの住民生活の早期再建は、安定雇用の実現や事業の再開によって安定したものとなる。失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講じるとともに、市民が事業を速やかに再建できるよう、総合的な対策を展開する必要がある。</li> <li>● 地域コミュニティの拠点としての役割を持つ「商店街」において、さらなる活性化を実現していく必要がある。</li> <li>● 迅速な災害復興に向け、市道路線及び市有地の座標化（世界測地系）の取組が必要である。</li> <li>● 大規模災害発生時、被災者生活再建支援システムを活用した迅速かつ適切な罹災証明書の発行による被災者支援が求められることから、平時より住家被害認定調査体制の構築及び被災者生活再建支援システムの習熟を高めることが必要である。</li> </ul>
<b>強靱化の推進方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会への加入促進に取組、地域の見守り活動や、まつり、運動会等の行事を通じて、顔の見える関係づくりを促進し、多世代交流の機会やコミュニティの充実を図る。</li> <li>● 雇用対策として、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、都に報告するとともに、状況によって都に臨時職業相談所の開設や巡回職業相談の実施を要請する体制づくりを進める。また、あきしま就職情報室において、早期就職に向けた相談や職業紹介などの支援を行う体制を構築する。</li> </ul>



事業再開の支援として、地元の要請を都・国に的確に伝えていく等、都との連携強化を目指す。また、自力再建にむけた運転資金について、国・都の融資制度の情報を収集し事業者へ迅速に提供するとともに、市でもニーズに合った融資あっせん制度の実施を検討する等、総合的な取組について検討していく。

- 地域コミュニティの拠点としての役割を持つ「商店街」において、さらなる活性化を実現していくことで、地域のにぎわいを創出し、コミュニティの充実を図る。
- 災害復旧・復興が迅速に行え、境界のトラブルが軽減できるように、市道路線及び市有地の座標化（世界測地系）の取組を進める。
- 住家被害認定調査研修等による積極的な情報収集及び被災者生活再建支援システムを活用した平時における訓練を実施する。

#### 関連する計画

- ・昭島市地域防災計画
- ・昭島市産業振興計画

# 昭島市国土強靱化地域計画

令和4年3月

発行 昭島市

編集 昭島市総務部防災課

所在 〒196-8511

昭島市田中町一丁目17番1号

電話 042-544-5111 (代表)

FAX 042-544-7552